(第1面)

			産	業廃3	医物処理施設	変更許	可申請	書				
									年		月	日
	· · · · · · ·	₩.										
静尚	県知事	殿			++ =± +	<b>∀</b> .						
					申請者							
					住	所						
					氏	名						
					(	法人に	あってに	は、名和		表者の	の氏名	)
					雷言	舌番号						
				VI 44			· - 18	2 20	-t \\\\ -t			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
					第15条の2の				座兼廃果	物処	埋他記	段の変
更の計	可を安けた	(NO) C.	、関係書	·類及	び図面を添え	て (甲記	消しよう	0				
産業廃棄物処理施設の設置の場所												
産業	廃棄物 処	理 施	設の種	重類								
許	可 の	年	月	日			年	月	日			
許	可	番	ŕ	号								
変更の												
内容	て処理す											
	類(当該)											
	有産業廃棄物、水銀使用製品 産業廃棄物又は水銀含有ば いじん等が含まれる場合は、											
	その旨を	(含む。)										
		産業廃棄物処理施設の処理				更	後		変	更	前	•
	能力			m <sup>3</sup> /日				m <sup>3</sup> /日		寺間		
					t /日 m³/時	( )時 <sup>調</sup>	:间		t /日 m³/時	( )  調	時間	
					t /時				t / 時	刊 間		
				面積 _		$m^2$	面	積		$\mathbf{m}^2$		
					埋立容量		m <sup>3</sup>	埋	立容量		m <sup>3</sup>	
△産業廃棄物処理施設の位 置、構造等の設置に関す												
	る計画											
	9 11 1	O H I EI										
	△産業園	△産業廃棄物処理施設の維 持管理に関する計画										
が												
<u>変</u> 着		の 定 年	理 : 月	由			年	Р	п			
<u>看</u> 使 用		定 予 定	<del>· 月</del> 年 月	<u>日</u> 日			<u>年</u> 年	<u>月</u> 月	<u> </u>			
<del>医</del>	可 Ø		<u> </u>	日			<u>+</u> 年	 月				
·····································	可		 番	 号			'		, ,			
※ 事		処	<del>□</del> 理	 欄								
	1/1	, _		INI								

請者(個人である	場合)		
(ふりがな)	<i>II. F</i>	本	籍
氏 名	生年月日—	住	所
(法人である	場合)		
(ふ り 名	が な) 称	住	所
定代理人(申請者	が法第14条第5項第2	号ハに規定する未成年者で	ぶある場合)
(ふりがな)		本	籍
氏 名	生 年 月 日 —		 所
		)-i	///
:員(申請者が法人	(である場合)		
(ふりがな)	生 年 月 日	本	籍
氏 名	役職名・呼称	住	所
	<u> </u>		
	<u> </u>		

発行済株式総数 出資をしている き)	(の100分の5以 者(申請者が	人上の株 法人で	式を有する株主 ある場合におい	又は出資の額の て、当該株主又	)100分の5以上の は出資をしてい	)額に相当する いる者があると	
発行済株式の 総数	)		株	出資の額			
(ふりがな)	生年月日	保有な出	する株式の数又 資の金額	本		籍	
氏名又は名称	7 7 7 7	割	合	· 住		所	
<b>                                      </b>	田空士を休田	人 (由建	者に当該使用人	がなる担合)			
(ふりがな)			日にヨ欧使用八	<u>がめる場合)</u> 本	籍		
氏 名	役職名•	呼称		住	所		

## 備考

- ※欄は記入しないこと。 1
- 産業廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別 を記入すること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙につい ては、次の図面等を含むこと。
  - (1) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明 らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値 (3)
  - 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若し くはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に 規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」
- と記載し、別紙を添付すること。 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。 6 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当す るすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面 に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ず る者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務 を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる 者を含む。
- 8 都道府県知事が定める部数を提出すること。

## ※手数料欄